

ワンポイント会計基準

vol.292 重要な契約の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正」等の公表について

金融庁は2023年12月22日、重要な契約の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正」等（以下「本改正」という）及び『「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について』を公表しました。今回は、この概要をご説明します。

1. 本改正の概要

（1）企業・株主間のガバナンスに関する合意

有価証券報告書等の提出会社（提出会社が持ち株会社の場合には、その子会社も含む。）が、提出会社の株主との間で、以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的及びガバナンスへの影響等の開示を求める。

a 役員候補者指名権の合意

b 議決権行使内容を拘束する合意

c 事前承諾事項等に関する合意

（2）企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

有価証券報告書等の提出会社が、提出会社の株主（大量保有報告書を退出した株主）との間で、以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的等の開示を求める。

a 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意

b 保有株式買増しの禁止に関する合意

c 株式の保有比率の維持の合意

d 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意

(3) ローン契約と社債に付される財務上の特約

a 臨時報告書の提出

有価証券報告書等の提出会社が、財務上の特約の付されてローン契約の締結または社債の発行をした場合（既に締結している契約や既に発行している社債に新たに財務上の特約が付される場合も含む。）であって、その元本または発行額の総額が連結純資産額の10%以上の場合には、契約の概要や財務上の特約の内容を記載した臨時報告書の提出を求める。そして、上記の財務上の特約に変更があった場合や財務上の特約に抵触した場合には、財務上の特約の変更内容や抵触事由等を記載した臨時報告書の提出を求める。

b 有価証券報告書等への記載

有価証券報告書等の提出会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合（同種の契約・社債のその負債の額を合算する）、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容の開示を求める。

2. 適用時期

本改正の規定は、以下のとおり適用されます。

(1) 「重要な契約」の有価証券報告書等への記載（上記1.(3)a以外)

2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用

(2) 財務上の特約に係る臨時報告書の提出（上記1.(3)a)

2025年4月1日以後に提出される臨時報告書から適用

以上